

海外から衆議院・参議院議員の比例代表選挙、(小)選挙区選挙(補欠選挙・再選挙含)の投票を行うことができます。居住期間が既に3ヶ月以上、或いは3ヶ月以上となる予定の方で、日本国内最終住所地の市区町村役場に転出届を提出済みの方は、在外選挙人名簿登録の申請を行うことができます。登録申請より在外選挙人証の受領まで2～3か月を要しますのでお早めの登録申請手続きをお勧めします。当館窓口来訪の困難な方は、是非この機会にお手続き下さい。

※重要 【登録後、一時帰国の際に日本で転入届を提出した方へ】

一時帰国して国内市区町村に転入届を提出した場合、住民基本台帳に記載された後4か月が経過すると、在外選挙人名簿から抹消され、在外投票ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。再び海外に転出し在外選挙人名簿への登録を希望される方は、改めて在外選挙人名簿登録申請又は在外選挙人名簿登録移転申請を行う必要があります。ただし、帰国して転入届を提出しても、次の要件を満たす場合は在外選挙人名簿から抹消されません。この場合は、海外へ戻った後、手続の必要なく引き続き在外投票をすることができます。

- 転入先の市区町村の在外選挙人名簿に登録されていること。
- 転入し住民基本台帳に記載された後、転入先の市区町村から国内の他の市区町村に転入することなく、4か月以内に直接国外に転出するものであること。

(この取扱は、公職選挙法施行規則の改正により、平成30年6月から開始されました。)

<登録資格>

1. 年齢18歳以上の日本国籍をお持ちの方。
2. 当館管轄区域(南オーストラリア州、タスマニア州、ビクトリア州)に引き続き3ヶ月以上お住まいの方、或いは3ヶ月以上お住まいになる予定の方。
3. 日本国内の最終住所地の市区町村役場に転出届を提出済みの方。(未提出の方は、国内の選挙人名簿に登録されたままなので、在外選挙人名簿への登録を行うことが出来ません。)

<必要書類>

1. 本人確認書類(日本の旅券又は運転免許証等、公的機関発行の写真付き身分証明書)原本と写し1部
2. 現住所確認書類(公共料金請求書等)原本と写し1部(在留届を3ヶ月以上前に提出済みで、申請書と同一住所の場合はいずれも不要。)

<注>在留届を当館に提出していない方は、当館管内に居住していることを証明する書類(賃貸契約書、公共料金請求書等)を提示の上、在留届を提出して下さい。

<代理申請>本人による申請が困難な場合には、在留届に記載されている同居家族（日本国籍者）が代理申請を行うことも可能です。代理申請者は、当日、（１）申請者本人の署名入りの「登録申請書」（別添）、（２）申請者本人の署名入りの「申出書」（別添）、（３）申請者本人の身分確認書類（旅券、運転免許証等）原本と写し１部、（４）代理申請者の旅券原本と写し１部を持参して下さい。

<記載事項の変更、紛失・盗難・消失> 在外選挙人証をお持ちの方で、住所、氏名等を変更された方は、在外選挙人証及び変更を生じた事実を明らかにする文書（公共料金請求書等）を持参し、変更手続を行って下さい。在外選挙人証を紛失・盗難・消失した方は、再交付の申請を行ってください。